

利 用 者 の た め に

I	農作物共済事業の概要	1
II	用語の説明	8
III	利用上の注意	12

I 農作物共済事業の概要

共済目的

水稻、陸稲、麦

共済事故

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収（水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては、水稻及び麦の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）

（注）水稻については、病虫害を共済事故としない方式があります。

加 入

水稻、陸稲及び麦の耕作面積の合計が組合等が定める面積以上であり、かつ、組合等の区域内に住所を有する者は組合員又は農作物共済資格者としての資格を持ち、加入することができます。（組合等が定める面積は10 a（北海道にあっては30 a）を下限とします。）

ただし、共済目的の種類ごとの耕作面積が次表の範囲内で都道府県知事が定める面積基準以上の者は、この事業に当然に加入（平成30年産まで）することになっています。

なお、加入に当たっては、個々の農業者（個人又は法人）のほか、一定の要件を備えた農業生産組織もその生産組織単位で加入できることになっています。

適用地域	共済目的	範囲
都府県	水 稻	20 ～ 40 a
	陸 稲 ・ 麦	10 ～ 30 a
北 海 道	水稻・陸稲	30 a ～ 1 ha
	麦	40 a ～ 1 ha

引受方式

(1) 種 類

引受けには、耕地一筆ごとの損害を対象とする方式と農家ごとの損害を対象とする方式があります。どの方式に加入したかによって共済金額、共済掛金及び支払共済金が異なります。

なお、引受方式については、組合等が共済規程等で複数の引受方式を選択できることとし、一筆単位引受方式及び半相殺農家単位引受方式にあっては個々の農家がこれらの方式を選択、全相殺農家単位引受方式、品質方式及び災害収入共済方式にあっては収穫量（及び生産金額）が出荷資料等により適正に把握できる農家に限りこれらの方式が選択できます。

引受方式	対象農作物	内 容
一筆単位引受方式	水稻 陸稲 麦	耕地一筆ごとの減収量(その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、基準収穫量に農家が選択した共済金支払開始損害割合(以下「支払開始割合」といいます。)を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下「一筆方式」といいます。) 支払開始割合 3 割を選択……基準収穫量の 7 割を補償 〃 4 割を選択…… 〃 6 割を補償 〃 5 割を選択…… 〃 5 割を補償
半相殺農家単位引受方式	水稻 麦	農家の被害耕地に係る減収量の合計が、その農家の基準収穫量(その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計)に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下「半相殺方式」といいます。) 支払開始割合 2 割を選択……基準収穫量の 8 割を補償 〃 3 割を選択…… 〃 7 割を補償 〃 4 割を選択…… 〃 6 割を補償
全相殺農家単位引受方式	水稻 麦	農家の減収量(その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、その農家の基準収穫量に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下「全相殺方式」といいます。) 支払開始割合 1 割を選択……基準収穫量の 9 割を補償 〃 2 割を選択…… 〃 8 割を補償 〃 3 割を選択…… 〃 7 割を補償
品質方式	水稻	農家ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が、基準生産金額に農家が選択した補償割合を乗じた金額を下回った場合に、共済金を支払います。
災害収入共済方式	麦	補償割合 9 割を選択……生産金額が基準生産金額の 9 割を下回った時に補償 〃 8 割を選択…… 〃 8 割 〃 〃 7 割を選択…… 〃 7 割 〃

- (注) 1. 一筆とは、農道、けいはん、水路等をもって判然と区画された耕地をいいます。
2. 基準収穫量とは、いわゆる平年収穫量のことで、組合等が耕地ごとに設定します。
3. 基準生産金額とは、いわゆる平年的な生産金額で、農家ごとに過去 5 か年間の出荷資料等を基礎として組合等が設定します。
4. 生産金額は、農家ごとに品質の程度ごとの収穫量と、引受時に定めた単位当たりの生産金額を基に組合等が設定します。
5. 支払開始割合又は補償割合は組合等が共済規程等において定めたものの中から、農家が選択します。

(2) 事故除外

水稻について、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定した地域において、水稻病虫害事故除外方式を実施することができます。

① 対象地域

病虫害の防止のために必要な施設が整備され、その他その防止が適正に行われる見込みがあるものとして、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域

② 共済事故から除外される病虫害

病虫害全般。ただし、いねしらはがれ病菌、いねおうかいしゆく病菌、いねもみがれさいきん病菌及びいねようしょうかつぺん病菌による病害は除外されません。

除外された病虫害に見合う共済掛金が割引されます。

共済責任期間

(1) 水 稲

本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫をするに至るまでの期間

(2) 陸稲・麦

発芽期（移植の場合は移植期）から収穫をするに至るまでの期間

共済金額

引受方式ごとに、次により設定します。

(1) 一筆方式

単位（kg）当たり共済金額×耕地の基準収穫量の7割（6割・5割）

(2) 半相殺方式

単位（kg）当たり共済金額×農家の基準収穫量の8割（7割・6割）

(3) 全相殺方式

単位（kg）当たり共済金額×農家の基準収穫量の9割（8割・7割）

単位当たり共済金額は、米・麦の単位当たり価格を限度として農林水産大臣が定める2以上の金額のうちから組合等が一つの金額を選択します。ただし、組合等が個人選択ができる定めをした場合は、農家の申出により別の金額を選択することができます。

(4) 品質方式及び災害収入共済方式

共済目的の種類等ごと及び農家ごとに、基準生産金額に最低割合（4～6割の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額を下らず、補償割合（農家が9割・8割・7割の中から選択した割合）を乗じて得た金額を超えない範囲内で、農家が申し出た金額です。

基準生産金額×4～6割≤共済金額≤基準生産金額×9割（8割・7割）

共済掛金

(1) 共済掛金

共済掛金の額＝共済金額×共済掛金率

- ① 共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則20年間）における被害率を基礎として定める基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合等が設定します。
共済掛金率は、組合等の区域ごとに定めますが、区域内の地域又は農家の被害率等に応じた危険段階別の共済掛金率を設定することもできます。
- ② 基準共済掛金率は、一般に3年ごとに改定が行われます。

(2) 共済掛金に対する国庫負担

① 水稻・陸稲

国庫は、共済掛金について、共済金額に基準共済掛金率を乗じて得た金額の2分の1を負担します。

② 麦

国庫は、共済掛金について、共済金額に基準共済掛金率及び次表の超過累進方式により算定される国庫負担割合を乗じて得た金額を負担します。

基準共済掛金率の区分	国庫負担割合
3 %を超える部分	55%
3 % 以 下	50%

(参 考)

麦の基準共済掛金率が5 %の場合の国庫及び農家の負担割合

国庫負担割合 52% ($= 2.6\% \div 5\%$)

国庫負担率 2.6% ($= 3\% \times 0.5 + 2\% \times 0.55$)

農家負担割合 48% ($= 100\% - 52\%$ (国庫負担割合))

農家負担率 2.4% ($= 5\% - 2.6\%$ (国庫負担率))

損害発生のお知らせ及び損害評価

(1) 損害防止

農家は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止に努める義務を有しています。組合等は、農家に対する損害防止についての指導や自ら損害防止事業を行うことができます。

(2) 損害通知

農家は、共済事故が発生したとき及び共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく組合等に通知しなければならないこととされています。

(3) 損害評価

損害評価は、農家の損害通知を受けて、農林水産大臣が定める損害認定準則により行われます。

① 組 合 等

組合等は、次により現地調査を実施し、現地調査終了後、損害評価会の意見を聴いて、耕地ごと又は農家ごとの共済減収量（又は減収量及び生産金額の減少額）を認定します。

ア 一筆方式・半相殺方式……………損害通知のあった全ての耕地について収穫前に収穫量を検見又は実測の方法により調査

イ 全相殺方式……………損害通知のあった農家の全てについて乾燥調製施設の計量結果により収穫量を調査（収穫物を乾燥調製施設に搬入しない耕地については、検見又は実測の方法により調査）
麦については、売渡数量により調査することも可

ウ 水稻の品質方式
麦の災害収入共済方式 } …… 損害通知のあった農家の全てについて農協等の出荷資料（収穫物を農協等に出荷しない耕地については、実測の方法により調査）により収穫量、品質の程度及び生産金額を調査

② 連 合 会

連合会は、組合等の認定結果を検定するため、組合等の現地調査終了後、抜取調査を行い、損害評価会の意見を聴いて組合等ごとの共済減収量（又は減収量及び生産金額の減少額）を認定します。

共済金

(1) 共済金の支払額

① 一筆方式、半相殺方式及び全相殺方式

共済目的の種類等ごとに、支払開始割合に応じて、一筆方式は3割（4割・5割）を超える減収となった耕地に対し、半相殺方式は2割（3割・4割）を超える減収となった農家に対し、全相殺方式は1割（2割・3割）を超える減収となった農家に対し、それぞれ次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額＝単位当たり共済金額×共済減収量

共済減収量は、次により算定します。ただし、発芽不能又は移植不能の耕地の共済減収量は、実損害額を勘案してその耕地の全損の場合の共済減収量の2分の1として算定します。また、経営所得安定対策の営農継続支払の交付を受ける農業者にあつては、当年の収穫量に営農継続支払に相当する収穫量を加味して算定します。

ア 一筆方式

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{被害耕地の基準収穫量}}{\text{被害耕地の収穫量}} - \frac{\text{被害耕地の基準収穫量}}{\text{基準収穫量}} \right) \times \frac{30}{100} \left(\frac{40}{100} \cdot \frac{50}{100} \right)$$

イ 半相殺方式

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{被害耕地に係る基準収穫量の合計}}{\text{被害耕地に係る収穫量の合計}} - \frac{\text{農家の基準収穫量}}{\text{農家の基準収穫量}} \right) \times \frac{20}{100} \left(\frac{30}{100} \cdot \frac{40}{100} \right)$$

ウ 全相殺方式

$$\text{共済減収量} = (\text{農家の基準収穫量} - \text{農家の収穫量}) - \frac{\text{農家の基準収穫量}}{\text{農家の基準収穫量}} \times \frac{10}{100} \left(\frac{20}{100} \cdot \frac{30}{100} \right)$$

なお、水稻については、過去の共済事故の発生状況、水稻に係る農作物共済の収支の状況等が農林水産大臣の定める基準に適合する組合等は、一筆方式は2割（3割・4割）を超える減収となった耕地に対し、半相殺方式は1割5分（2割5分・3割5分）を超える減収となった農家に対し共済金が支払われます。

② 水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式

共済目的の種類等ごとに、品質を加味した実収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が特定農作物共済限度額に達しない農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。ただし、経営所得安定対策の営農継続支払の交付を受ける農業者にあつては、当年の生産金額に営農継続支払相当額（作付面積×営農継続支払交付単価）を加味して共済金を算出します。

共済金の支払額 ＝（特定農作物共済限度額－生産金額）× $\frac{\text{共済金額}}{\text{特定農作物共済限度額}}$

$$(\text{特定農作物共済限度額} = \text{基準生産金額} \times \frac{90}{100} \left(\frac{80}{100} \cdot \frac{70}{100} \right))$$

(2) 農家単位における共済金支払の特例

半相殺方式及び全相殺方式において、共済事故により収穫皆無となった耕地がある場合で、(1)の①の算式により算定される共済金の額が次式により算定される共済金の額より小さいときは、次式により算定された共済金が支払われます。

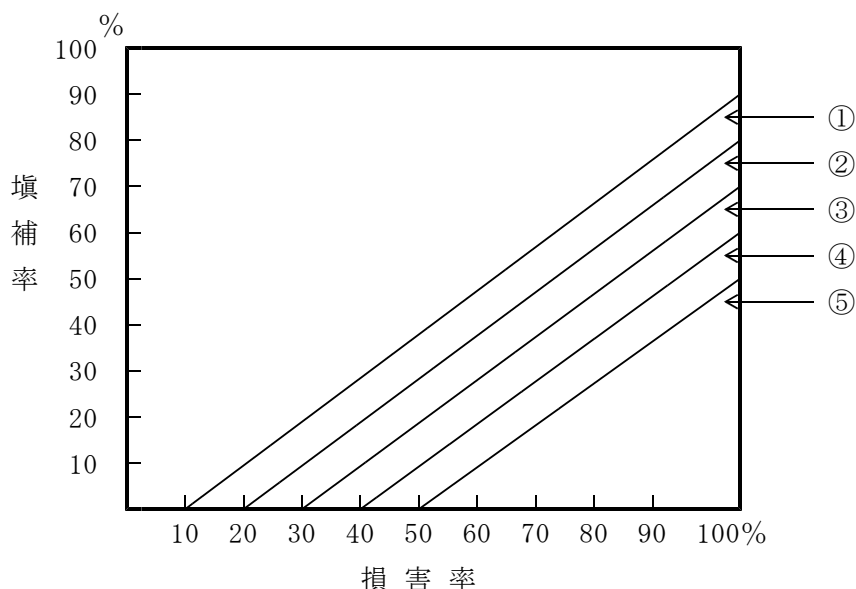
※支払開始損害割合が半相殺方式（２割）、全相殺方式（１割）の場合

$$\text{特例支払の共済金} = \frac{\text{単位当たり共済金額}}{\text{共済金額}} \times \frac{\text{収獲皆無耕地の基準収獲量}}{\text{基準収獲量}} \times \frac{70}{100} \left(\frac{\text{発芽不能又は移植不能による収獲皆無は}}{\text{収獲皆無は}} \frac{35}{100} \right)$$

（注）収獲皆無耕地の基準収獲量に乗じる割合は、支払開始損害割合に応じて変動します。

（参 考）

農作物共済における損害率と填補率の関係



- （注） 1. 単位当たり共済金額は最高のもを選択（水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式は共済金額を特定農作物共済限度額と同額）している場合。
2. ①は、全相殺方式（支払開始割合 1 割）、又は水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式（補償割合 9 割）を選択した場合。
- ②は、半相殺方式及び全相殺方式（支払開始割合 2 割）、又は水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式（補償割合 8 割）を選択した場合。
- ③は、一筆方式、半相殺方式及び全相殺方式（支払開始割合 3 割）、又は水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式（補償割合 7 割）を選択した場合。
- ④は、一筆方式及び半相殺方式（支払開始割合 4 割）を選択した場合。
- ⑤は、一筆方式（支払開始割合 5 割）を選択した場合。

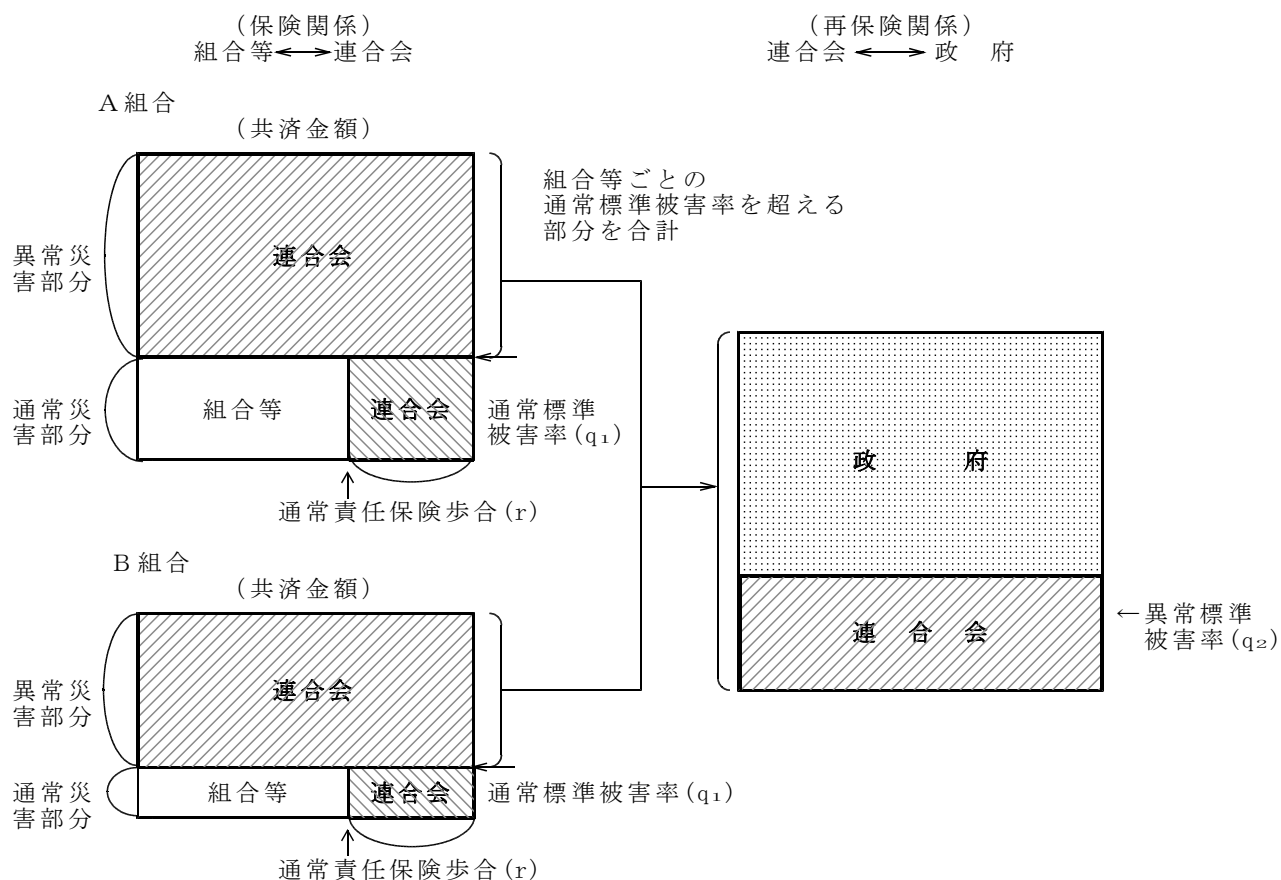
組合等、連合会、政府の責任分担

3段階制では、組合等ごとの共済金額のうち、通常標準被害率以下の部分（通常災害部分）について組合等と連合会が歩合により責任を分担し、通常標準被害率を超える部分（異常災害部分）について連合会の保険に付し、連合会ごとに異常標準被害率を超える部分については政府が再保険します。

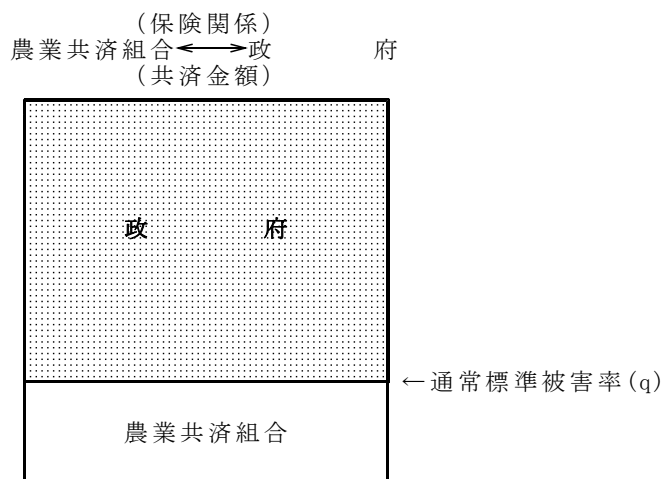
2段階制では、組合の共済金額のうち、通常標準被害率以下の部分（通常災害部分）について組合が責任を保有し、通常標準被害率を超える部分（異常災害部分）について政府の保険に付します。

(参 考)

農作物共済の責任分担図（３段階制）



農作物共済の責任分担図（２段階制）



- (注) 1. 通常標準被害率は、通常災害部分と異常災害部分を決めるための基礎となる率です。
2. 通常責任保険歩合は、通常災害部分のうち組合等が連合会に付保する割合で、組合等ごとに1～3割の範囲内で農林水産大臣が定めます。
3. 異常標準被害率は、連合会と政府の責任分担を決めるための基礎となる率です。

Ⅱ 用語の説明

1. 共済金額・保険金額・再保険金額

共済金額は、組合等が組合員等に支払う共済金の最高責任限度額を示すもので、以下により算出する。

①一筆方式（耕地ごと）

$$\text{単位当たり共済金額} \times \text{引受収量} \left[\frac{\text{耕地ごとの基準収穫量}}{\text{基準収穫量}} \times \frac{70}{100} \left(\frac{60}{100} \text{ 又は } \frac{50}{100} \right) \right]$$

②半相殺方式（組合員等ごと）

$$\text{単位当たり共済金額} \times \text{引受収量} \left[\frac{\text{耕地ごとの基準収穫量の合計量}}{\text{基準収穫量}} \times \frac{80}{100} \left(\frac{70}{100} \text{ 又は } \frac{60}{100} \right) \right]$$

③全相殺方式（組合員等ごと）

$$\text{単位当たり共済金額} \times \text{引受収量} \left[\frac{\text{耕地ごとの基準収穫量の合計量}}{\text{基準収穫量}} \times \frac{90}{100} \left(\frac{80}{100} \text{ 又は } \frac{70}{100} \right) \right]$$

④品質方式及び災害収入共済方式（組合員等ごと）

基準生産金額に定款等で定めた最低割合（ $\frac{40}{100} \sim \frac{60}{100}$ ）を乗じて得た金額を
下らず、補償割合（組合員等が9割、8割、7割の中から選択した場合）を
乗じて得た金額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額

保険金額は、連合会が組合等に支払う保険金の最高責任限度額を示すもので、以下により算出する。

$$\text{保険金額} = \text{連合会異常責任保険金額} + \text{通常歩合保険金額}$$

再保険金額は、政府が連合会に支払う再保険金の最高責任限度額を示すもので、以下により算出する。

$$\text{再保険金額} = \text{連合会異常責任保険金額} - \text{連合会異常責任保有保険金額}$$

2. 通常責任共済金額

通常責任共済金額は、組合等及び連合会（通常部分）の手持責任額であり、以下により算出する。共済金がこの額を超えなければ通常災害、超えれば異常災害である。

$$\text{通常責任共済金額} = \text{共済金額} \times \text{通常標準被害率}(q_1)$$

3. 組合等責任金額

組合等の手持責任額であり、以下により算出する。

$$\text{組合等責任金額} = \text{通常責任共済金額} - \text{通常歩合保険金額}$$

4. 通常歩合保険金額

連合会の通常部分に対する手持責任額であり、以下により算出する。

$$\text{通常歩合保険金額} = \text{通常責任共済金額} \times \text{通常責任保険歩合}(r)$$

5. 連合会異常責任保険金額

連合会及び政府の異常部分に対する責任額であり、組合等ごとの異常責任保険金額の合計額である。

$$\text{連合会異常責任保険金額} = \text{共済金額} - \text{通常責任共済金額}$$

6. 連合会異常責任保有保険金額

異常部分に対する連合会の責任額であり、以下により算出する。

$$\text{連合会異常責任保有保険金額} = \text{連合会異常責任保険金額} \times \text{異常標準被害率}(q_2)$$

7. 共済掛金

以下により算出する。組合員等が組合等に納入する共済掛金（組合員等負担額）は、以下の額から共済掛金国庫負担額を差し引いた残額である。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

8. 組合等手持掛金

組合等が組合員等に支払う共済金の財源の一部となるものであり、共済掛金総額から保険料を差し引いた残額である。

9. 保険料・徴収保険料（納入保険料）

保険料は以下により算出する。組合等が連合会に納入する保険料は、以下の額から共済掛金国庫負担額を差し引いた残額であり、連合会の立場から徴収保険料という。

$$\begin{aligned} \text{保険料} = & \text{共済金額} \times \text{異常共済掛金標準率}(P_{2i}) + \\ & (\text{共済掛金} - \text{共済金額} \times \text{異常共済掛金標準率}(P_{2i})) \times \text{通常責任保険歩合}(r) \end{aligned}$$

10. 異常部分保険料

異常部分に対する保険料であり、通常責任共済金額を超える共済金の支払財源となる。

$$\text{異常部分保険料} = \text{共済金額} \times \text{異常共済掛金標準率} (P_{2i})$$

11. 通常歩合保険料

通常部分に対する連合会手持保険料であり、以下により算出する。

$$\text{通常歩合保険料} = (\text{共済掛金} - \text{異常部分保険料}) \times \text{通常責任保険歩合} (r)$$

12. 連合会手持保険料

連合会が組合等に支払う保険金の財源の一部となるものであり、保険料から再保険料を差し引いた残額である。

13. 再保険料・納入再保険料

再保険料は以下により算出する。徴収保険料が連合会手持保険料の額を上回るときは、その差額が納入再保険料となる。

$$\text{再保険料} = \text{連合会異常責任保険金額} \times \text{再保険料率} (P_s)$$

14. 組合等交付金・連合会交付金

共済掛金国庫負担額が保険料の額を上回るときは、その差額を組合等交付金として政府から組合等に交付する。

連合会手持保険料が徴収保険料の額を上回るときは、その差額が連合会交付金となる。

15. 保険金

保険金は通常部分（農作物通常部分保険金）及び異常部分（連合会異常部分保険金）に区分され、以下により算出する。

（通常災害組合等の場合）

$$\text{農作物通常部分保険金} = \text{支払共済金} \times \text{通常責任保険歩合} (r)$$

（異常災害組合等の場合）

$$\text{農作物通常部分保険金} = \text{通常責任共済金額} \times \text{通常責任保険歩合} (r)$$

（異常災害組合等の場合のみ）

$$\text{連合会異常部分保険金} = \text{支払共済金} - \text{通常責任共済金額}$$

16. 連合会異常責任支払保険金

連合会異常部分保険金のうち、連合会異常責任保有保険金額を超えない部分の保険金であり、連合会が支払責任を負うものである。

17. 共済金負担区分

共済金は、組合等、連合会及び政府によって負担区分されている。

通常災害部分については、組合等及び連合会が通常責任共済金額を限度として負担し、異常災害部分については、連合会は連合会異常責任保有保険金額を限度として負担し、これを超えるものは、政府が負担することとなっており、以下により算出する。

組合等負担額 = 共済金 - 保険金

連合会負担額 = 保険金 - 再保険金

政府負担額 = 再保険金

18. 被害率

被害率は、戸数被害率、面積被害率及び金額被害率があり、以下により算出する。

なお、基準共済掛金率の算定基礎となるものは、金額被害率である。

戸数被害率 = 被害戸数 ÷ 引受戸数 × 100

面積被害率 = 被害面積 ÷ 引受面積 × 100

金額被害率 = 共済金 ÷ 共済金額 × 100

Ⅲ 利用上の注意

1. 農業共済制度は、3段階制又は2段階制で運営されている。

3段階制：市町村を区域とする農業共済組合－都道府県を区域とする農業共済組合連
連合会－政府（食料安定供給特別会計）

2段階制：都道府県を区域とする農業共済組合－政府（食料安定供給特別会計）

平成29年産農作物共済における2段階制の都府県は、以下のとおりである。

岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、
山梨県、富山県、石川県、福井県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、
大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、
熊本県、大分県及び沖縄県

うち、山形県、福島県、栃木県、埼玉県、山梨県、長野県、三重県、大阪府及び和歌
山県において、麦は引受時により3段階制で実施した。

なお、2段階制の都府県においては、連合会に係る項目を「…」で表記し、保険関係
を以下のように整理している。

「保険料」→「再保険料」の欄

「保険金」→「再保険金」の欄

「保険金額」→「再保険金額」の欄

2. 単位未満は四捨五入しているため、合計値と内訳が一致しない場合がある。

3. 統計表中に使用した記号は、以下のとおりである。

「0」：被害又は支払が無いもの

「0.0」：単位に満たないもの

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳

「△」：負数